

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年9月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館の平成30年4月採用の日々雇用職員に係る採用協議書及び添付書類（人事課分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年10月3日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成30年3月30日起案「地域振興部 日々雇用職員」のうち、奈良県図書情報館に係る以下の文書

- ・平成30年3月20日付け函情号外「日々雇用職員採用協議書」及び履歴書
- ・日々雇用職員採用試験 面接結果（平成30年3月17日面接実施）

（2）開示しない部分

- ア 個人（奈良県職員（日々雇用職員を除く。）を除く。）の氏名
- イ 個人の生年月日、性別及び賃金
- ウ 履歴書の記載内容
- エ 日々雇用職員採用試験 面接結果（平成30年3月17日面接実施）のうち、採点及び「備考」欄の記述

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年12月28日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の賃金を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分については、審査請求の対象となっていない。

4 諮 問

令和元年8月15日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の賃金を開示するとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

不開示の個人の賃金は、個人に関する情報であるから、条例第7条第2号の問題に帰着する。条例第7条第2号本文は、個人に関する情報（括弧内省略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものを不開示情報としている。

実施機関は、本件の行政文書一部開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）において、賃金を含むすべての不開示部分を不開示しない理由として、条例第7条第2号に該当、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるためとしている。これは条例第7条第2号前段に該当することを主張していると解される。しかしながら、本件の賃金そのものは、特定の個人を識別することができないから、条例第7条第2号本文前段に該当しない（それゆえ、各不開示部分に対応した適切な不開示理由を記載していないので、決定通知書には理由の不備がある。）しかし、個人の賃金は通常、条例第7条第2号本文後段の、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえるから、結局ただし書アが問題となる。

奈良県では、条例の解釈について、奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）を制定している。条例第7条第2号ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」。そして、「「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味」し、「「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」る（解釈運用基準26、27頁）。

つまり、個人に関する情報であっても、一般に公にされている情報は、開示によりプライバシー等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。これを大阪市の

「情報公開推進のための指針」では、「個人に関する情報であっても、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれている場合には公開する」と端的にまとめられている。

司書の日々雇用職員募集はハローワークで求人票が公開されるだけでなく、図書情報館のホームページにも挙げられるのが慣行となっているところ、その中で賃金については、それぞれ日額7,120円（平成29年度）、7,160円（平成30年度）、7,220円（平成31年度）と明記され、賃金の幅はない。本件の平成30年度から勤務する新規採用日々雇用職員（以下「平成30年度新規採用職員」）の募集においても同様である。これは、正規職員の募集において、※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります、との注意書きが明記されているのと対照的である。

この日額の7,120円、7,160円、7,220円というのは、定数外職員取扱要綱別記Ⅱ日日雇用職員取扱要領（以下「日々雇用職員取扱要綱」という。）別表第一の賃金額表7号級の賃金と同一（それぞれ平成29年度、平成30年度、平成31年度）であり、同時に日日雇用職員取扱要領別表第二の事務職員・技術職員の短大卒の基準賃金と同一である。人事課総務・給与係担当者の説明によると、別表第二の備考2に、「新たに採用される者が経験年数又は基準学歴を超える学歴を有する場合には基準賃金に相当する賃金額表に定める号級より、経験年数を有するときは十八月（括弧内省略）、基準学歴をこえる学歴を有するときは十二月をこれらごとに一号級ずつ上位の号級にかかる賃金をさだめることができる」としているが、あくまで「できる」なので、今の運用は日日雇用職員の賃金は事務職員であれば、基準賃金表における事務職員・技術職員の短大卒の基準賃金を上限としていて、大学卒もいるけれども、人事課の整理としては、必要なスキルや能力的なところで、この基準の業務であると整理をしている、つまり人でなく業務で決まっているとのことである。そうすると、図書情報館の司書の日日雇用職員の業務は、学歴や司書の経験を考慮して、短大卒事務職の上限の日額7,160円の業務と整理されていることから、本件の平成30年度新規採用職員の賃金が一律日額7,160円であることは、求人票やホームページの募集要項で公にされているといえる。

また、日々雇用職員の任用は一日の任用と定義され、手続き上3ヵ月ごとに更新を繰り返し5年度上限として勤務することが可能であるが、実務上3ヵ月ごとに採用協議書を作成し、新たな任用と整理されている。その結果、更新して平成30年度に勤務する職員（以下「更新職員」という。）も、採用後いくら経験を積んでも、採用時に既に事務職日日雇用職員の上限の賃金となっているから、人事委員会の勧告により変動した正規職員の賃金と連動してその賃金が上昇するとしても、新たな任用として結局平成30年度新規採用職員と賃金は同一となる。ゆえに、更新職員も日額賃金は公になっているといえる。

問題は、平成30年度新規採用職員の中に、平成29年度まで非常勤嘱託職員で、平成29年度末で非常勤嘱託職員としての任用を打ち切られたため、平成30年度から日々雇用職員になった者が1名いることである。この者は、日々雇用職員募集の業務内容にある、図書の貸出し、返却等の受付業務、図書整理業務、情報機器の利用者に対する操作説明、図書情報館の上記以外の館内サービス、受付カウンター業務とは異なる、従前同様レファレンス業務等正規職員の代替として、嘱託職員の業務を継続している。同一労働同一賃金の原則からいえば、この者は他の日々雇用職員と賃金が異なる可能性がある。しかし、これは例外的なことであり、そもそも同一の日々雇用職員としての募集・書類審査・面接の採用過程を経ていながら、一

人だけ嘱託職員の業務をさせて募集時の賃金と異なるならば、募集・採用の公平性を著しく損なっているといえる。ゆえに、仮にこの者の賃金が他の者と異なるとしても、それを理由に公表慣行がないとはいえない。

以上から、本件で不開示の日々雇用職員の賃金は、公になっており、個人の権利利益を害するおそれはないから、条例第7条第2号ただし書アにあたり不開示情報に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、日々雇用職員の採用手続きは、日日雇用職員取扱要領第3の1に「採用は、所属長が、日日雇用職員採用協議書（様式1）によって、あらかじめ人事課長と協議して行う。ただし、総務部長が特に必要と認めたときは、人事課長との協議を省略することができる。」と規定されている。

本件開示請求は、奈良県立図書情報館長から人事課長宛てに提出された、平成30年度に奈良県立図書情報館（以下「図書情報館」という。）に勤務することとなる日々雇用職員の採用協議書（平成30年3月20日付け図情号外）（以下「本件対象文書」という。）及び履歴書並びに平成30年3月17日に実施した日々雇用職員採用試験の面接結果を開示請求対象文書として特定した。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件決定において、日々雇用職員の氏名、生年月日、性別、賃金及び履歴書の記載内容並びに日々雇用職員採用試験面接結果のうち、採点及び「備考」欄の記述を条例第7条第2号本文に該当するため不開示としており、審査請求人は、これらのうち、本件対象文書に記載されている日々雇用職員の賃金額（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件対象文書には、人事管理上の情報として、日々雇用職員の氏名、性別、生年月日及び賃金額が記載されていることから、これらの情報は全体として、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することに

より、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

日々雇用職員の賃金は、日々雇用職員募集の勤務条件として奈良県のホームページ及びハローワークで公開されている。しかしながら、公開されている賃金は一例であり、日々雇用職員の賃金は個人の学歴及び職歴により変動するため、確定した情報であるとはいえない。したがって、日々雇用職員の賃金額は公にされている情報ではないため、同号ただし書アに該当せず、又同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、同号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれ、かつ、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報が対象となるが、本件不開示情報である日々雇用職員の賃金額は、具体的な職務遂行に直接関わる情報ではなく、個人情報として保護されるべきものであるため、同号ただし書ウにも該当しない。

以上のことから、日々雇用職員の賃金は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、採用協議書に基づき日々雇用職員の採用を承認し、また内申書に基

づき、嘱託職員の辞令を発令している。

本件行政文書は、平成29年度の地域振興部の日日雇用職員の採用に係る承認の起案及び嘱託職員の発令の起案である。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載された日日雇用職員の賃金（以下「本件賃金」という。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

条例第7条第2号本文にいう「他の情報」については、開示請求の請求主体に何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件対象文書には、実施機関において、平成30年4月1日に採用が予定されていた日日雇用職員（以下「本件日日雇用職員」という。）の勤務条件等が記載された人事に関する文書であるため、図書情報館の日日雇用職員が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

本件不開示情報は、本件日日雇用職員の賃金額であることから、本件賃金を公にした場合、本件日日雇用職員が自らの賃金額と照合することにより、他の日日雇用職員の賃金額を了知することも考えられる。

したがって、本件賃金は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

審査請求人は、日日雇用職員の賃金については、日日雇用職員募集の勤務条件として実施機関のホームページ等において公開されており、本件賃金は当該賃金と同一であることから公の情報であり、開示すべき旨主張している。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県のホームページ等において公開されている賃金は、日日雇用職員として採用された場合の賃金の下限であって、実際に日日雇用職員に適用される賃金は、日日雇用職員取扱要領の規定に基づき個人の学歴及び職歴に応じた額であるとのことであった。

そこで、当審査会において、日日雇用職員取扱要領を見分したところ、第五の2において、賃金額表（別表第1）及び基準賃金表（別表第2）に定める基準に従い予算の範囲内で定める旨規定されており、別表2において、新たに採用される者が経験年数又は基準学歴をこえる学歴を有する場合には基準賃金に相当する賃金額表に定める号給より上位の号給にかかる賃金を定めることができる旨規定されていることが認め

られた。

したがって、本件賃金はホームページ等において公開されている賃金と必ずしも同一の額であるとは認められない。

これらのことから、本件賃金は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報ではなく、法令等で公にすることが義務づけられている情報でもないことから、同号ただし書アに該当せず、イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件賃金は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 元年 8月15日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 9月13日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2年11月20日 (第247回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年12月28日 (第248回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 1月29日 (第249回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 2月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	